

第2次羽咋市地域公共交通計画策定支援業務委託 仕様書

1. 業務名

第2次羽咋市地域公共交通計画策定支援業務委託

2. 業務目的

本業務は、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」（令和2年6月3日公布）の枠組みを活用し、令和4年3月に策定した「羽咋市地域公共交通計画」が令和8年度に計画最終年次になることを踏まえ、これまでの取り組みの検証、現状の課題・市民ニーズ・潜在的ニーズの把握を行い、令和6年7月に開始した地域公共交通再編の効果検証を含め、細かな住民ニーズに対応した利便性の高い持続可能な地域公共交通網を構築するため、次期の「羽咋市地域公共交通計画」（計画期間：令和9～13年度）の策定を支援することを目的とする。

3. 業務期間

業務期間：契約日から令和9年3月15日まで

4. 業務内容

受託者は、羽咋市地域公共交通計画の策定支援に向けて必要となる次の業務を行うこと。

(1) 公共交通に関する現況調査

① 羽咋市の現況整理

既存資料等により、地域特性（地区別の人口、人口密度、生活関連施設、観光施設等の分布状況・利用状況等）のデータを収集して整理する。

② 上位・関連計画等との位置づけ整理

羽咋市第6次総合計画、羽咋市総合戦略、羽咋市都市計画マスタープラン、石川県能登地域公共交通計画等の上位・関連計画における公共交通の位置づけ、関連性等を整理する。

③ 地域公共交通の現状分析

JR七尾線、路線バス、コミュニティバス「るんるんバス」、AIオンデマンド交通「のるまいカー」、タクシー利用助成等の運行状況、利用状況、これまでの取組み状況を整理

する。

【使用データ】

交通手段	収集データ項目
JR 七尾駅	駅別利用者数（定期・普通）
路線バス	路線別・便別・バス停別乗降者数
コミュニティバス	路線別・便別・バス停別乗降者数（月別整理）
AI オンデマンド交通	時間帯別・地区別利用者数、利用者属性情報、地区別目的地データ（システム会社で整理）

(2)市民・関係者意向等の把握

① 市民アンケート調査

市民の日常生活における移動実態や公共交通の利用状況、問題点等を把握するため、市民を対象にアンケート調査を実施する。

・実施内容

- 対象者：無作為抽出による市民 1,000 人
- 配布方法：郵送配布
- 回収方法：郵送・Web 併用回収
- 回収率目標：50%
- 用紙仕様：依頼文を含め A4 サイズ表裏白黒印刷

・調査内容

- 日常生活における移動実態
- 公共交通の利用状況
- 公共交通に関する問題点・課題
- 今後の公共交通に対する要望

② 関係者ヒアリング調査

バス事業者、タクシー事業者等の運行事業者、庁内関係者等の地域公共交通の運行に関わる関係者を対象にヒアリング調査を行い、地域公共交通の現状と課題、利用者の声等について把握する。(2 回程度)

・ヒアリング対象候補

- 運行事業者（路線バス、コミュニティバス、タクシー、AI オンデマンド交通）
- 各種市民団体

・実施方法

- (1)で分析整理したデータを提示しながら、データに基づいた協議・意見交換を行う。

必要に応じてヒアリングシートを送付し、代表者に意見を聴取する

(3) 地域公共交通を取り巻く課題の整理

(1)及び(2)の結果を踏まえて、以下の観点から公共交通を取り巻く課題を整理する。

- ・運営面における課題
- ・サービス面における課題
- ・運行システム面における課題
- ・まちづくりとの連携における課題

(4) 目指す将来像、基本方針、目標等の設定

以下の項目を定める。

- ・公共交通のネットワークイメージ
- ・公共交通サービス提供の方針
- ・公共交通とまちづくりとの連携方針
- ・具体的な目標（数値目標等）

(5) 目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討

目標を達成する上で必要となる地域公共交通再編事業について、以下の項目を定める。

- ・事業内容
- ・実施主体
- ・事業スケジュール
- ・達成状況の評価を行うための進行管理方法
- ・管理体制

(6) 第2次羽咋市地域公共交通計画（案）のとりまとめ

(3)～(5)を踏まえて、計画の骨子案から最終的な本計画までのとりまとめを行う。

(7) 羽咋市地域公共交通協議会の運営支援

「羽咋市地域公共交通計画」を協議する羽咋市地域公共交通協議会（3回程度）の資料作成、議事録作成を行う。

(8) 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するため、羽咋市地域公共交通協議会担当者との定期的な打合せ協議を行う。

5. 成果品

成果品は、電子データ（PDF形式及び加工可能なデータ形式（Word、Excel、PowerPoint

等))として納品すること。

- ・業務報告書
 - ・羽咋市地域公共交通計画（本計画）
 - ・本計画概要版（A3判見開き）
 - ・本業務に使用した各種資料、分析等に用いた電子データ一式
- 納品形式：CD-R、USB等の電子媒体一式

6. 完了検査

受託者は、本業務の完了後、定められた形式の成果品を速やかに提出し、統括責任者の立会いの上、協議会の検査を受けなければならない。

業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに協議会が必要と認める訂正、補正その他必要な措置を行うものとする（当該措置に要する経費は受託者の負担とする）。

7. 疑義の協議

仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合、その都度、協議会と受託者が協議の上、協議会の指示に従うものとする。

8. その他

(1) 業務遂行上の留意事項

業務の遂行にあたっては、羽咋市地域公共交通協議会事務局との十分な打合せを行い、業務を誠実に履行すること。

(2) 仕様変更

やむを得ない事情により、本仕様の変更を必要とする場合、予め申し出の上、協議会の承認を得ること。

(3) 再委託の禁止

本業務のすべてを第三者へ委託することを禁止する。なお、業務の品質や生産性を向上させるために業務の一部を再委託する場合、書面にて協議会の事前承認を得ること。再委託の受注者は本契約に基づき受託者が負うものと同様の秘密保持義務を再委託先に負わせるものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

(4) 法令遵守

受託者は本業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守し、業務を円滑に進めなければならない。

(5) 成果物の帰属

成果品及び派生する権利等の副産物は羽咋市地域公共交通協議会に帰属するものとし、受託者は成果品の公表、譲渡、貸与、使用について制限を受けるものとする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律及び羽咋市個人情報保護条例を遵守し、アンケート調査で得られた個人情報を適切に管理し、目的外利用及び外部漏えいを禁止するものとする。

(7) 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行にあたり、直接または間接に知り得た情報について、目的外利用及び外部漏えいを禁止し、秘密を厳格に保持するものとする。

(8) 損害賠償

受託者は、本業務の遂行中に生じた諸事故並びに羽咋市地域公共交通協議会及び第三者に与えた損害について、自らの責任において対応するものとする。

内 訳 書

項 目	名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
第2次羽咋市地域公共交通計画策定支援業務委託							
直 接 費							
	直 接 人 件 費		式	1.0			詳細内訳書参照
	直 接 経 費		式	1.0			詳細内訳書参照
	そ の 他 原 価		式	1.0			
直 接 費 計							
	一 般 管 理 費		式	1.0			
小 計							
消 費 税			%	10.0			
合 計							

